

様

要 望 書

平成27年度農業農村整備事業予算の確保並びに
東日本大震災からの再生・復興に関する要請について



ふくしまから
はじめよう。

平成27年6月29日

福島県土地改良事業団体連合会

会 長 車 田 次 夫

平成27年度農業農村整備事業予算の必要額確保並びに 東日本大震災からの再生・復興に関する要請について

日頃より、本県農業の早期再生並びに農業農村整備事業の推進につきましては、格別のご配慮を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から4年3ヶ月が経過し、津波被災地では、ほ場整備による本格的な農地の復旧が始まったところであるが、原発事故に伴う避難指示区域では、未だに農地の復旧に手をつけられていない状況にある。

また、農業政策が大きく見直され、今後10年間で農地の8割を担い手に集積することが示されたが、農業農村においては、農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題は、震災によりさらに深刻化しており、風評被害による農業収入の減少や営農意欲の減退など、本県農業を取り巻く状況は、依然として厳しい状況が続いている。

したがって、本県農業が今後とも持続的に発展していくためには、農業用ため池等の放射性物質対策をはじめ、集落営農を含む担い手への農地集積の加速化、経営規模拡大の実現によって、農業の体質強化を図りながら新たな地域農業を切り開いていく必要がある。

よって、現下の農業農村をめぐる厳しい現状と課題、また、被災地域への更なる救済措置を迅速かつ着実に対応していただきますよう、次の事項について強く要望する。

記

《Ⅰ．農業農村整備関係》

1．農業農村整備事業の予算確保

福島県においては、津波被災区域の復旧や原発事故に伴う除染作業に最優先で取り組んでいる中で、災害復旧や除染作業が完了した区域については、原発事故からの農業再生のために必要な農業農村整備事業の平成27年度予算を計上したところである。しかし、国費充当率が、農業競争力強化基盤整備事業6割台、農山漁村地域整備交付金5割台、農業基盤整備促進事業や農村地域防災減災事業、農業水利施設保全合理化事業に至っては3割台となっており、福島県の農業再生が遅れる状況となっている。

早期の復旧と再生復興を同時進行させるためにも、切れ目のない事業実施が必要であることから、平成27年度の補正予算と来年度以降の十分な事業予算の確保を要望する。

2．平成27年度終期事業の期間延長

農村地域防災減災事業定額助成の期間は平成27年度まで、また農業水利施設保全合理化事業の事業採択期間も平成27年度までとなっているが、福島県においては、大震災からの復旧及び原発事故に伴う除染作業を最優先で実施しなくてはならず、農業農村整備事業への取り組みは大震災前の状況まで回復していない。加えて原発事故により災害復旧にも取りかかれない避難指示区域もあり、平成27年度まででは十分な事業展開ができないことから、事業期間の延長を要望する。

3．多面的機能支払交付金の予算確保

高齢化と後継者不在により営農の継続が困難になる地域の増加が懸念される中、平成26年度に多面的機能支払交付金制度が創設され本年度からは法律に基づく制度となったことから、福島県においては、県内農振農用地の全面積を目標に制度の普及を行っているが、本年度当初予算の国費が8千万円不足し、制度の普及

に支障が生じる事態となったことから、本年度中に必要な補正予算の確保と来年度以降の制度普及に支障のないよう十分な当初予算の確保を要望する。

4. 農業水利施設の補修更新にかかる国営事業の計画的な採択

農業水利施設の耐用年数は、用排水機場が20年、用排水路は40年、頭首工は50年と言われているが、土地改良事業による施設整備が本格的に行われた昭和40年代から50年代に造成された施設の大部分が耐用年数を経過したまま更新がされずに使用されており、維持管理費が増大するとともに、農業従事者の高齢化や後継者不在により維持管理にかかる労力も確保できなくなっている。地域の営農を維持していくために今後10年間で農地の8割を担い手に集積しなければならない状況の中で、農業水利施設を計画的に更新して維持管理費と維持管理労力の低減を図っていかなければ、施設の老朽化に伴う事故が頻発するばかりでなく、数少ない担い手農家だけでは農業水利施設の維持が困難になり、営農を継続できない状況になることは明らかであることから、農業水利施設の補修や更新にかかる国営事業の計画的な採択を要望する。

平成28年度採択要望 「会津北部地区」

平成30年度採択要望 「雄国山麓地区」

平成31年度採択要望 「母畑地区」

5. 国営農地開発事業地区の農地集積推進にかかる制度創設

平成26年度から、農地中間管理機構による農地集積が実施されたところであるが、初年度は全国で国の目標面積の16%、福島県においても国の目標面積の12%となっており、2年目となる本年度からの本格的な農地集積の取り組みが求められている。

福島県の場合、食糧生産基地として整備された国営農地開発事業地区のうち、併せて5千haの受益地を持つ、母畑地区、郡山東部地区、矢吹西部地区、雄国山麓地区の4地区が、今後6年から20年にわたる事業費償還を抱えており、10a当たり平均1万6千円の償還金がネックとなって農地集積を推進できない状況にあることから、国営農地開発地区における農地集積を加速させるための「国

営農地開発地区農地集積促進事業（仮称）」の創設を要望する。

制度概要：国営農地開発事業地区において、土地改良区が農地の「出し手」と「受け手」を調整し、農地中間管理事業を導入して農地を集積した場合、集積された農地に残る償還金相当額を促進費として土地改良区に交付する。

6. 国営事業償還金の利率の引き下げ

土地改良法施行令において5%となっているが、政策金融公庫から借り入れれば1%程度であり、償還総額に大きな差が出る現状にあることから、国営事業償還利率の政策金融公庫の利率並みへの引き下げを要望する。

1億円を年5%複利で2年据置+15年償還→償還総額1億5,500万円

1億円を年1%複利で2年据置+15年償還→償還総額1億1,000万円

《Ⅱ. 東日本大震災関係》

1. 福島再生加速化交付金の予算と実施期間及び支援体制の確保

福島県における福島再生加速化交付金の対象地域では、風評対策と地域農業の再生に必要な農業用ため池等の放射性物質対策やほ場整備等の早期実施が望まれているが、原発事故に伴う避難指示や除染の優先実施等により、事業計画策定や工事着工に遅れが生じているため、十分な実施期間の確保と必要な予算の確保を要望する。

また、ため池等放射性物質対策やほ場整備事業等の実施にあたって、県及び市町村において、農業土木技術や放射性物質対策などにかかる専門知識を有する技術者が不足していることから、国及び都道府県等による継続的な支援体制の確保を要望する。

2. 農業用ため池等放射性物質対策において発生する土壌等の取扱い

農業用ため池等放射性物質対策の実施において発生する土壌等については、除染により発生する土壌等と同じ取扱いをすることを要望する。

3. 農村地域復興再生基盤総合整備事業の予算確保

福島県においては、原発事故に伴う避難指示や除染の優先実施等により、復旧復興の着手が大幅に遅延し、本事業についてもようやく着工に至った地区が多い中で、本年度の福島県の国費充足率が6割台と、福島県の復興再生に支障が出る状況となっていることから、本年度の補正及び来年度の十分な予算の確保を要望する。

福島県土地改良事業団体連合会

会 長	車 田 次 夫	(母畑地区土地改良区理事長)
副 会 長	山 田 忠 彦	(会津宮川土地改良区理事長)
副 会 長	渡 辺 一 成	(南相馬土地改良区理事長 ・鹿島町土地改良区理事長)
専務理事	櫻 田 浩 二	(学識経験者)
理 事	原 田 光 一	(福島市土地改良区理事長)
理 事	賀 藤 貞	(伊達西根堰土地改良区理事長)
理 事	佐 藤 源 市	(東和町土地改良区理事長)
理 事	本 田 陸 夫	(安積疏水土地改良区理事長)
理 事	鈴 木 義 孝	(三春町長、三春町土地改良区理事長)
理 事	野 崎 吉 郎	(矢吹町長、矢吹原土地改良区理事長・ 矢吹土地改良区理事長)
理 事	関 谷 亮 一	(白河市土地改良区理事長)
理 事	二 瓶 和 馬	(会津東部土地改良区理事長)
理 事	穴 澤 晃	(会津北部土地改良区理事長)
理 事	齋 藤 善 平	(阿賀川土地改良区理事長)
理 事	大 宅 宗 吉	(南会津町長)
理 事	遠 藤 雄 幸	(川内村長)
理 事	草 野 弘 嗣	(小川町土地改良区理事長)
総括監事	小 抜 勲	(須賀川市土地改良区理事長)
監 事	馬 場 有	(浪江町長、請戸川土地改良区理事長)
監 事	鈴 木 直 春	(布藤堰土地改良区理事長)